

# 津南町移住体験ツアー実施支援事業補助金

## 概要

津南町移住サポーターが企画・運営する、移住体験ツアーに係る経費について予算の範囲内で補助金を交付し、津南町への移住定住の促進を図ります。

## 補助対象者

移住体験ツアーを企画・運営する津南町移住サポーター

## 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の要件を全て満たすツアーとする。

- (1) 津南町への移住定住促進を目的としたものであること。
- (2) 津南町内で実施するものであり、津南町での生活を想像できる体験等の行程を組んだものであること。
- (3) 津南町への移住を希望又は検討している町外在住者を参加対象とするものであること。
- (4) ツアーの企画・運営において責任を持って遂行でき、かつ、ツアー当日に連絡がとれる責任者を置くこと。
- (5) 参加者に対する傷害保険等の加入の措置がとられていること。
- (6) 関連する法令等を遵守したものであること。

## 補助対象経費

移住体験ツアーに係る経費のうち次に掲げるものの総額

区分	詳細
(1) 使用料及び賃借料	宿泊料、入館料、入場料、体験料、入浴料、会場借上料、バス借上料、私車借上料（走行距離1キロメートルにつき30円）等
(2) 報償費	体験指導料、講師謝金、地域住民等の協力者への謝金等
(3) 役務費	損害保険料、通信運搬費等
(4) 需用費	消耗品費、食材料費、食糧費（食事代・弁当代）等
(5) その他町長が必要と認めるもの	

※燃料費、光熱費、備品購入費など、他の目的で使用する場合との区別が困難な経費や申請者の経常的な活動に要する経費、参加者への土産代は補助対象外とする。

※補助対象となるか判断に迷う場合は、個別具体的に判断しますので担当者へご相談ください。

## 補助金額

補助対象経費から事業収入を控除した額の 10/10 とし上限は以下のとおり

- (1) 日帰り又は宿泊日数が 1 泊の場合
  - ア 参加者が 1 人又は 2 人の場合 3 万円
  - イ 参加者が 3 人又は 4 人の場合 4 万円
  - ウ 参加者が 5 人以上の場合 5 万円
  
- (2) 宿泊日数が 2 泊以上の場合
  - ア 参加者が 1 人又は 2 人の場合 4 万円
  - イ 参加者が 3 人又は 4 人の場合 5 万円
  - ウ 参加者が 5 人以上の場合 6 万円

※補助金の交付は、1 者につき 1 年度に 2 回までを上限とする。

## 申請方法

- (1) <申請者>以下の書類を町へ提出する。
  - ・ 交付申請書（様式第 1 号）
  - ・ 事業計画書（様式第 2 号）
  - ・ 収支予算書（様式第 3 号）
- (2) <町>審査し、適当な場合は交付決定通知書（様式第 4 号）を申請者へ交付。
- (3) <申請者>ツアー実施
- (4) <申請者>ツアー終了後、以下の書類を町へ提出する。
  - ・ 実績報告書兼請求書（様式第 7 号）
  - ・ 収支決算書（様式第 8 号）
  - ・ 補助事業に要した経費の領収書の写し
  - ・ 実施した移住体験ツアーの内容が確認できる資料
  - ・ その他必要書類
- (5) <町> 審査し、適当な場合は額確定通知書（様式第 9 号）を申請者へ交付し、指定振込口座へ補助金支払い。

## Q&A

Q：補助申請には移住サポーターの登録が必要ですか？

A：必要です。移住サポーター制度は、登録者に対する信頼性の担保するためのものです。ツアーの実施に際しては、企画者の信頼性を一定に保つため、町が登録を認めたサポーターに限り補助対象としています。

Q：補助対象となるか判断が難しい経費はどうしたらよいですか？

A：補助対象となるか否かについて判断に迷う場合は、個別具体的に判断しますので担当者へご相談ください。要綱にもあるとおり、他の目的と区別することが困難な費用や経常的な活動にも利用できる費用などは補助対象としないのでご理解ください。

Q：補助対象事業の要件に「関連する法令等を遵守したものであること。」とありますが、「関連する法令等」とは具体的にはどのようなものですか？

A：特に関連する法令については、旅行業法や旅館業法などが挙げられます。以下の通知を参照いただいたうえでツアーを実施いただきますようお願いいたします。

■「自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）」（平成 29 年 7 月 28 日付け観産第 173 号観光庁参事官通知）

■「旅館業法遵守の徹底について」（平成 27 年 11 月 27 日付け生食衛発 1127 第 1 号厚生労働省薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知）

Q：食糧費は企画者分も補助対象経費に計上してもよいですか？

A：よいです。

Q：ツアーの告知を町の移住 HP 等に掲載してもらえますか？

A：以下の媒体に掲載し告知します。

- ・津南町移住 HP「津南で田舎暮らし」
- ・津南町 LINE「つながる、つなん」
- ・新潟県移住 HP「にいがた暮らし」 など

Q：ツアーの企画に興味があるのですが、何から始めたらよいか分かりません。どうしたらよいでしょうか？

A：ツアーの企画・準備、当日の運営に関して、町職員がサポートします。また、過去に実施したツアーの概要についても参考事例としてご紹介しますので、ご興味ありましたらお気軽にご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 5 8 5 番地  
津南町役場観光地域づくり課 Tel: 025-765-5454